

(議事録)

土屋部会長 ただいまより令和5年度第2回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。本日の出席委員の状況につきまして報告をお願いします。

賃金室長補佐 本日の出席委員は、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員2名です。労働者委員は、二階堂委員が新型コロナウイルス感染のため欠席しておられます。
 使用者委員の藤本委員は、到着が遅れておられます。

土屋部会長 本審議会出席状況は、報告のとおり、委員の3分の2以上が出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規程による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを確認いたしました。
 また、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。
 現在、傍聴者は何人ですか。

賃金室長補佐 傍聴者は5名です。

土屋部会長 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益委員は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。
 続いて、配付資料の確認を事務局からお願いします。

賃金室長 資料確認の前に、前回の専門部会で出ました御質問等について確認した点を3点お伝えいたします。
 1つは、中央最低賃金審議会から提示された目安で、A B、B Cのランク間に1円ずつの差がある点についてです。この差について、地域間格差を見た上でつけられたものかという御質問でした。この差については、先ほどビデオメッセージの中でもありましたけれども、最低賃金審議会の公益委員見解では、賃金上昇率、消費者物価指数の上昇率及び雇用情勢を考慮すると、各ランク間で大きな状況の差があるとは言い難い一方で、地域別最低賃金が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要ということで、1円ずつの差が設けられたものです。
 2つ目は、前回の本審で配付した資料No.3、埼玉県価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に関するアンケート調査結果の1ページ目、上段の棒グラフについてです。表示されている数値とグラフ表示が合っていないように見えるとのことでした。埼玉県に確認したところ、表示されている数値には誤りはないとのことでした。なお、棒グラフに

については、数値の小さいところが分かるよう表示を変えているということでした。

3点目は、埼玉県医療介護労働組合連合会の意見陳述の際に出た質問で、前回の配付資料の、資料No.3-2の2ページ目、下段のグラフに関してですが、青の折れ線については、医療・福祉に従事する労働者全体のデータとのことでした。なお、職種別のデータを別途提出したいということで、本日、追加の資料が出ております。この棒グラフと折れ線グラフが一緒になったものです。資料番号はつけておりませんが、配付いたします。

続いて、配付資料についてです。配付資料は、資料No.1から6までです。

資料No.1は、労働市場ニュース、令和5年6月のデータがまとめられています。

資料No.2以降は、第1回専門部会の審議を踏まえて用意したものです。資料No.2は、東京商工リサーチが発表した「ゼロ・ゼロ融資」利用後の倒産状況です。これについては、地域版のデータが見当たりませんでした。

資料No.3は、埼玉県と東京都の産業構造を比較するため、令和3年経済センサスの結果から、産業分類の大分類で事業所数と従業者数を表示しています。表にある構成比は事務局において計算したもので、構成比の上位5番目までを赤の太字で表示しております。

資料No.4は、過去10年分の中央最低賃金審議会における審議の状況を表にまとめたものです。令和3年は採決が行われ、使用者側委員の一部が反対を表明しました。それ以外は全て、公益委員見解を地方審議会に提示することについて全会一致で了承されています。

資料No.5と6は、前回、須藤オブザーバーから第1回専門部会での御発言の際にお使いになった資料を頂いたものです。

併せて、本日、使用者側委員から、総務省統計局の資料、1ページ目の下に棒グラフのあるもの、もう一つが、埼玉県最低賃金の推移に関する資料を頂いておりますので、お配りしております。

そのほか、令和4年10月以降の消費者物価指数の推移に関する資料、これは第2回の本審で配付した資料の資料No.2-2です。前回お配りしたときは、さいたま市の6月の数値が空欄のままとなっております。前回審議会終了後、埼玉県の数字が出ておりましたので、これを反映したものをお配りしております。

なお、注のところで今日お配りしている数値には6月の数値が入っておりますけれども、注の4、括弧の中に、さいたま市の数値は5月までの分を平均したものだ则表示しておりますけれども、6月が入っておりますので、その括弧内の記述は、申し訳ございませんが、削除していただければと思います。

資料は以上でございます。

土屋部会長 ありがとうございます。資料に漏れ等はないでしょうか。
あと、また御質問等ありましたらお願いします。

須藤オブザーバー ランクにつきまして御説明ありがとうございました。
 ランクを今回決定するに当たりまして、19の指標を全て数字で並べて、総合的に比較して、47都道府県をまず並べたと思うんです。そのときの地域による格差というのは、例えば東京を100とした場合に、沖縄が一番低いところで68.5ということで、19の指標で100と68.5の差がある。もともとこのランク制の目安というのは、その地域の経済状況を見極めて目安額を出していくというのが本来の機能だと思われまので、これだけ差がある中でスタートして、ほとんどデータ上の差があまりないというのは、ちょっとすぐには信じられない部分があります。もう少し細かい資料があれば、頂ければと思います。
 また、経済・地域の状況の差がない中でも、地域間格差を縮めるために1円ずつ付けたという説明でしたが、そのつけ方は望ましいのか、なぜ1円なのか、併せまして、少し疑問に思います。
 また、従来からの比率の面でよくなったとありますが、このまま目安額を入れますと、東京と一番低い沖縄で見ますと、昨年度の219円が221円ということで、絶対額で2円の差が開いてしまうという状況が起こります。こういう形でもよくなったということが適当であるとは私個人としてはちょっと思えません。皆さんはどのようにお考えなのか、御意見等をお伺いできればと思います。

土屋部会長 今は資料についての御質問、御意見ということで、今の話はこの後の審議の場で。

須藤オブザーバー ありがとうございます。
 全国の数字の差が出なかったというところですが、どの指標のどの数字を用いて差が出なかったのかというのを明確に教えていただきたいです。ランクのことですが、19もあれだけ細かいデータを並べて100と68.5という差がある中で、今回のいろいろな実際の経済状況を入れて、地域の状況を入れて、あまり差が見られなかったということ自体、すぐさま腑に落ちません。本当にそうなのか、分かる資料があればなんですが。

賃金室長 東京と沖縄の差は、単体で比較すると、そういう数値だと思います。中央最低賃金審議会が出た目安というのは、あくまでランクごとで、固まりで見えておりますので、個々の比較は中央最低賃金審議会におい

てはしていないというところであります。1円ずつの差をつけた根拠に関しては、中央最低賃金審議会事務局に確認した上で、確認できた内容をお知らせしたいと思います。

資料No.2-2について補足説明をいたします。今お配りしている資料No.2-2の「(更新)」となっているものです。

さいたま市の6月の数値が前回空欄になっておりました。6月の数値が3.8と出ておりましたので、ここを入れておきます。

そして、令和4年10月から令和5年6月の各月の数値を単純平均したもの、前回は4.2、今回も変わらず4.2となっております。6月の数値が3.8なのに前回と同じ結果となっておりますけれども、ここは小数点以下第2位のところで四捨五入をしておりますので、小数点以下第1位までの表示だと、前回と今回で数値は同じ4.2という結果でございます。

土屋部会長

では、資料についてよろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の1は、前回に続きまして、関係労使からの意見陳述です。事務局から説明してください。

賃金室長

本日は、生協労連コープネットグループ労働組合及び全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部から陳述人の方に御出席いただいております。

土屋部会長

それでは、意見陳述を許可いたします。

また、昨日と同じお願いで恐縮なんですけど、1団体10分以内でお願いできればと思います。

それでは最初に、生協労連コープネットグループ労働組合様からお願いいたします。

生協労連コープネットグループ労働組合（生協労連）

よろしく申し上げます。私は、生協労連コープネットグループ労働組合で中央執行委員長をしています。審議に向けた意見書も提出させていただいておりますので、基本的にはその内容に沿った中身で意見を述べさせていただきたいと思います。

日頃より最低賃金について御審議いただいている委員の皆様には、心より敬意を表したいと思います。

コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く仲間を組織している組合です。約7割が非正規労働者ということで、非正規労働者を多く組織している組合の立場から、意見を述べさせていただきたいと思います。

最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するためにあると考えております。この間のコロナ禍と急激な物価上昇

で、多くの者の暮らしが逼迫しております。とりわけ低所得者の暮らしは危機的状況にあると考えております。

昨年の最低賃金の改定でも、物価上昇に見合う引上げが求められていましたけれども、物価上昇率には届かない改定率にとどまったと見ております。そのため、異例ではありましたが、年度内の再改定を求めて要請もさせていただきました。残念ながら再改定ということにはなっていませんが、そのことも踏まえた今回の審議が必要ではないかと思っております。

非正規の労働者を組織している私どものところでは、暮らしの実態については、いろいろなリアルな声が集まっています。「この暑い中では電気代の値上げがある中でもエアコンを使わないわけにはいかないということで、命の問題と感じている」という声だとか、「食料品やガス・水道料金が非常に上がって、生活が苦しくなっている。食費を減らすために買物の頻度も減らしている。育ち盛りの子供が3人いて、生活にはお金が足りない」という声、あるいは「旅行にそろそろ出かけたいと思うけれども、お金がなくて行けない」、それから「県境に住んでいるけれども、東京までパートに出ている仲間がたくさんいます」という声も上がっています。

この間の埼玉の地方最賃審議会のところでも、東京との差をどう考えるかということが議題になったこともあったと思っております。埼玉より東京を選ぶという労働者が減っていかないと、埼玉地域の事業をしていく上で、労働者を確保していくというのも困難になっていくと思っております。実際、生協の職場では、慢性的な欠員状態になっています。全労連の最低生計費試算調査では、25歳単身者が1日8時間働いて人間らしく暮らすには、全国どこであっても時給1,500円が必要という結果も出ていますので、一刻も早く埼玉県最低賃金が1,500円に近づいていくよう議論をお願いしたいと思っております。以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、ただいまの意見陳述に対して御質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ。

柿沼委員

暮らしの実態のところでも記載していただいている、「埼玉で働くより東京のほうが賃金が高いので、そちらのほうが働きたい」という方々ですと、これはコープさんをお辞めになって違う仕事の会社に行って東京で働くという方なのか、それとも同じコープさんの中でも、東京にもあると思うので、そちらのほうに希望を出して異動ができるのか、いろいろな事情はあるかと思いますが、こういった状況なのか、お聞きします。

生協労連 私どもが組織している生協、主にはコープみらいという生活協同組合なんですけれども、コープみらいは埼玉でも東京でも千葉でも事業エリアにしていますから、例えば東京の店舗で働くパート労働者が埼玉から通っているという実態もつかんでいることから、お話しさせていただきました。

柿沼委員 分かりました。ありがとうございました。

土屋部会長 ほかに御質問ある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

近藤委員 御意見、御報告、ありがとうございました。もし回答できればという内容になるかもしれませんが、御報告いただいた中で、従業員の約7割がパート労働者ということでした。この人たちは組合員であれば、今年の例えば春闘とかで賃上げの要求をされていたと思うんですが、そのときに会社からどういった反応があったのか、実情はどうだったのかというところをお聞かせ願えればと思っております。

生協労連 労働組合は、時給者については100円の時給アップを要求し、回答は50円のアップというベースアップ回答がありました。労働組合としては、それでは不足だという交渉をしましたが、残念ながらそれ以上はなかったというトータルです。

土屋部会長 他はいかがでしょうか。どうぞ。

柿沼委員 今のことに関連してお聞きします。今回は、100円の要求に対して50円の回答だったということですが、昨年や一昨年と比べると、この賃金の引上げは例年よりも高かったのか、それとも昨年、一昨年と同じぐらいだったのか、お聞かせいただければと思います。

生協労連 昨年までは20円の引上げが最高でしたので、引上げ額としては過去にない額、過去最高額でした。

柿沼委員 ありがとうございます。

鈴木委員 よろしいでしょうか。2の暮らしの実態のところ、パート職員から具体的な声を上げていただけていますが、この聞き取り調査の時期や、対象者の人数など、調査概要を教えてくださいたいと思います。

生協労連 労働組合の取組として、できるだけ毎月のように職場の中で話し合うことに取り組んでいます。毎月その報告が上がってくる仕組みにな

っていて、上がってきた報告の中から声を拾っていますので、今日御紹介している声がどの時期かというのは明確にはちょっとお答えできませんが、比較的最近のものから選んで抜粋しています。

鈴木委員 この暮らしの実態の冒頭では「転職を希望する理由の聞き取り」から始まっていますが、この下のパート職員の声というのは、転職を希望されている方の声と考えてよろしいのか、転職を希望されていない方の声も含まれているのか、いかがでしょうか。

生協労連 転職を希望しているとは必ずしも限らないです。どちらかという、転職よりは、長く同じ職場で働き続けたいので時給を上げてほしいという声だと受け止めています。

鈴木委員 では、継続して働いている方の声と捉えてよろしいでしょうか。

生協労連 はい。

鈴木委員 ありがとうございます。

廣澤委員 パート労働者の方というのは、フルタイムの方が多いのですか。

生協労連 店舗で働くパート労働者の多くは、3時間とか4時間という1日の契約時間になっています。

廣澤委員 最低賃金が上がることによって就業調整をする方がおられると思いますが、そのことについて何か御意見をお持ちですか。

生協労連 短時間労働者の中には、確かに収入の調整をしていて、時給が上がるとさらに調整が必要になってくるという悩みを抱えている人もいます。現場の、特に店舗ですけれども、シフトを組むミドルマネジャーなどは、どう組んだらいいかということに悩むということもあるので、生協では、今の実態としては、短くしたいと言っている人にはその要望に応えつつも、もうちょっと長く、この機会にフルタイムに変えてもいいという人も探しながら、何とかやりくりしているといった状態です。

廣澤委員 ありがとうございました。

土屋部会長 ほかの方からはよろしいでしょうか。
それでは、意見陳述、貴重な御意見をどうもありがとうございます

た。

生協労連 ありがとうございました。

土屋部会長 では続きまして、全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部様からお願いいたします。

全労連・全国一般労働組合（全国一般）

今回は意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。先日の審議会で、物価の問題や賃上げの問題で、今年かなり大幅に上がったという情勢なども含めて既に資料が出されていますので、そこは割愛して説明させていただきます。

今回中央最賃審議会でAランク 41 円という答申がありましたが、2020 年には残念ながらコロナという問題もあって2円しか上げられませんでした。この間、2008 年に政労使会議、いわゆる円卓会議で、2020年の早い段階で平均1,000円ということが政労使合意でなされています。そういう点を考えれば、残念ながら大幅に遅れていると言わざるを得ない、大幅に引き上げるということが必要だと思っています。岸田首相も平均1,000円をとということをおっしゃっているし、骨太方針の中でも、最低額と最高額の比率を引き上げたらどうかということも出されているわけです。そういう点では、格差是正というのは非常に重要な喫緊の課題だと思います。

それから、世界的な最賃引上げの状況も、特にお隣の韓国は、円換算で約1,030円、レートによってもちよっと違いますけれども、おおむね全国最賃で1,030円程度、来年の1月1日発効と聞いています。その水準からいっても、残念ながらまだまだ日本の水準は置いていかれている状況だと思いますし、アジアでも最低賃金をどんどん引き上げているという情勢からすれば、日本の最低賃金の状況というのは非常に世界的にも遅れている状況にあるのではないかと思います。

それから、ジェンダーの問題も含めた職場の状況などについて、私たち全国一般は、業種が様々で、特に私たち埼玉地本の場合は、埼玉の場合、自治体委託とか、それから商業サービス関係が多いです。こういう中で、例えば自治体の委託で電話交換で働く女性の方がいますが、この方々が30年以上にわたって受注先を変えながら、私の知っている範囲では、既に委託業者を3回ぐらい交替しているんです。にもかかわらず、この10年余り最低賃金に完全に張りついている状態です。

ただ、この人たちの働き方には本当に私は感動します。自治体の場合、電話交換を機械化しないで人手に頼ってやっているんです。これはすごいと思うのは、市民から電話があった場合には、例えばどこ

こ課の誰々さんというのを全部知っているんです。顔は知らないけれども、名前と声は知っているという。だから、市民からの要望を的確に自治体の担当者につなげられる。機械電話交換にはない、すばらしい、と自治体の評価が高いです。そういう方たちがずっと最低賃金で働いているんです。市の職員以上にすばらしい働き方をしているんですけれども、この人たちは契約が変わるたびにリセットされてしまう問題があるわけです。

それから、川口にハンドバッグとかバッグを作っているところがあるんですけれども、東京に隣接しているということで、なかなか人が集まらない。バッグというのは、ほとんど非正規の女性が働いているんですけれども、東京の最低賃金の方が高いですから、なかなか人が集まらないということで、会社は人手不足で悩んでいる。特にハンドバッグ、バッグというものは、手工業で非常にスキルが要求されるのに、そういう非正規の人たちの時給がなかなか上がっていかない。特に東京との格差というのは非常に深刻だと思います。実は八十何円しか差はないですが、実態としては100円以上の差がつくことがあり、経営者もどうしても時給を上げざるを得ないというところであって、会社として人材の問題で非常に苦慮しているという状態が続いていると思います。

このほかにも、ここに書いてありませんけれども、リユース事業で働く人たちも、いわゆる短時間雇用の人が多いんですけれども、人手不足感が非常に強いです。リユースというのは、コロナ以後、需要が高まっていて、非常に忙しいんですけれども、人手が集まらないという状況も進んでいます。特にそういう人たちはほとんどが女性です。そういう点で、賃金だけではないにしても、基本的に賃金を上げなければ、ジェンダー平等にはならないだろうと思います。

それから経済の問題についても、これも指標がいっぱい出ているので、細かくは申し上げるつもりはないんですが、ただ、これも多分埼労連でおととい意見があったと思うんですけれども、労働総研で、全国実質最賃1,500円であればどれぐらいの経済波及効果があるかというのは述べられたと思います。ただ、私は、今回の中賃の決定については、論議がちょっと違うのではないかと考えています。なぜ4ランクを3ランクにして格差を是正するための方策が十分取られなかったのかという感じがしてなりません。そういう点で、私は、地域経済と賃金の問題で日本の産業構造を変えるぐらいの役割が最低賃金審議会にあると思っています。私は、中賃にしても、地賃にしても、日本の産業を地域の産業も含めて、日本経済全体を引き上げるために、どうすれば最低賃金審議会がその役割を發揮できるかという視点に立って提起し、議論していただきたいというのが切なる願いです。

最後になりますけれども、最低賃金審議会の委員の任命については、

一方のナショナルセンターの件については十分配慮して、再度検討していただくことをお願いしまして、結びとしたいと思います。

今日はありがとうございます。

土屋部会長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問等ありましたら、お願いします。

根岸オブザーバー よろしいでしょうか。

今の説明の2枚目にありました川口のバッグ製造会社の件ですが、隣の東京都と比較して非常に厳しい状態だと伺っておりますけれども、この会社の中あるいはここで働いている労働者の人の賃金をさらに引き上げて、高い付加価値の製品を作るとか、そういった活動も同時に行われているということなのか等、伺えればと思います。

全国一般

バッグというのは大量生産ではないですから、付加価値をつけなければ売れません。1品、また1ロットで20、30本ぐらいしか作らないんです。大量生産のところと違うので、それだけ強い付加価値をつける努力はしています。労使ともに、そこはちゃんとやってきていると。

根岸オブザーバー ありがとうございます。

土屋部会長

他にどうでしょうか。

柿沼委員

御説明ありがとうございました。1ポツの「賃金・可処分所得の減少、物価高の二重苦」のすぐ下のところに「23春闘で2.5%の賃上げ」と記載されていますけれども、この2.5%というのはくくりとしては全労連全体での賃上げなのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、22年、21年など、過去と比較してこの2.5%というのは高い水準にあったのかということ、2点を教えていただければと思います。

全国一般

そうですね。この数字は、全労連のまだ途中経過のときなので、正確な数字ではないです。こちらで出された資料のほうが正しいし、連合の資料も付け加えなければいけないと思いますが、ただ、全体的にはやはりマイナスの状況になっていると思います。

柿沼委員

22年や21年など、今年ではなくて、昨年、一昨年と比較して、この2.5%は、中間の段階だとしても、例年よりも高い引上げ率になっていますか。

全国一般 私たち全国一般でいうと、昨年よりも加重平均で大体 2,000 円ぐら
いは上がっていますね。

柿沼委員 わかりました。ありがとうございます。

近藤委員 すみません。まず、御説明ありがとうございます。ジェンダー平
等について、理解の仕方をお聞かせいただきたいんですが、男性と比
べて女性のほうが非正規という形態で最低賃金に張りついて働かれて
いる方が多いので、最低賃金を上げれば男性と女性の平均賃金の格差
が縮まるので、ジェンダー平等につながるといった考え方でよろしい
でしょうか。

全国一般 それもありますが、私たちの考えとしては、正規と非正規の賃金を
近づけるという意味でジェンダー平等ということで、もちろん最低賃
金を大幅に引き上げなければいけないんですけども、基本は男女間
賃金格差を縮めるというのが一番重要だと思っています。ですから、
最低賃金だけの問題ではなくて、男女の問題ということとも大きな関
係があると思います。

近藤委員 わかりました。

土屋部会長 私から一つだけなんですけど、2のところ、自治体委託の労働者や
会計年度任用職員のお話がありましたけれども、自治体から委託を受
けている会社で働く人の賃金の水準や会計年度任用職員の人賃金水
準は、多くの自治体で最低賃金のレベルということなんでしょうか。

全国一般 私たちは民間なので、委託から会計年度任用職員になるというケー
スは非常にまれなんです。それでも、自治体のところで言いますと、
私の埼労連などの調査によると、最低賃金に極めて近い水準で働いて
いるのが自治体の職員で、率直に言うと、民間よりもちょっと低いと
いうのが実態ではないかと思えます。ですから、この事例で言うと、
実を言うと現状も最低賃金プラス何円という水準です。

土屋部会長 プラス何円はそんなに大きい金額ではない。
最低賃金が上がれば、それに連動して上がってくるということでは
しょうか。

全国一般 そうです。この 10 年間はほぼ最低賃金にスライドしているという
のが実態ですね。

土屋部会長

ほかの委員の方から、よろしいですか。

では、どうも貴重な意見をありがとうございました。

それでは、議題の1は以上で終了いたしまして、議題の2に移りたいと思います。議題の2は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。

前回の審議会の最後に、労使各側から基本的な審議に臨むお考えと、労側につきましては具体的な金額についてもお話しいただいたところですが、ユーザー側からは本日のビデオメッセージ等も見てからということでしたが、まずユーザー側から御意見をいただけますか。

廣澤委員

了解いたしました。その前に、今日追加配布した資料の説明をさせていただきます。

今回の目安のポイントは、労働者の生計費、要するにインフレによる消費者物価指数の上昇を反映させるということが重要なポイントだと思っていますので、逆の場面、デフレが過去にあったはずなので、デフレのときの県最賃の動きを調べました。そこに言及させていただければと存じます。

まず、デフレの時期についての特定ですが、この総務省の統計局の統計 Today No.146 の、1ページめくっていただいて、下のほうに、2つ目のところに「デフレの時代はいつからいつまでか」というところがあると思います。ここを読んでいくと「したがって」以下になりますが、「消費者物価指数の前年比上昇率からみると、物価が下落に転じてから2年後の平成13年から平成24年までの時代を、「デフレの時代」ということができると思います」と書いてあります。

では、その間の埼玉県最低賃金の動きを今度は別の資料で見たいと思いますが、平成13年10月1日のところで4円から始まって平成24年10月1日の12円までという結果になっておりまして、これを単純に合計しますと、デフレ下においても、98円、賃金が上がっています。したがって、先ほどの目安を尊重するかどうかのユーザー側の考え方としましては、インフレ下においては消費者物価指数を昨年の10月からこの6月まで、ある意味フルに反映させる一方で、過去のデフレ下においては一度たりとも下に下げることは、当然難しいと思いますが、やっていないということで、考え方としては少しバランスを欠いているのではないかと考えております。

したがって、ユーザー側の引上げ額としては、この春の賃上げのところにもう一度注目して、第4表のAランクの2.3%を基準にするべきとの意見もありましたが、それについては埼玉県独自のデータがないという不十分さがありますので、7月5日に配付された資料のNo.8にあります、埼玉りそな銀行産業経済振興財団の出した賃上げ率3.1%、金額で言いますと31円、こちらを引上げ額として提示させていただきたいと思います。以上です。

土屋部会長 目安については。

廣澤委員 おおむね尊重しますが、この金額の考え方は、先ほど述べたように上がっているときと下がっているときに一貫性を欠いているのではないかと考えます。

土屋部会長 この3.1%、31円は、今年度の目安を尊重して、ということですか。

廣澤委員 賃上げはやむを得ないというスタンスの中で、という趣旨です。

土屋部会長 使用者側から今のお考えと、具体的な、引上げ率、金額について提示がありましたので、労使あるいは公も含めて、議論していきたいと思えます。まず、どなたからでも結構ですので、どうぞ。

柿沼委員 使用者側委員のほうからの金額の提示、ありがとうございます。今御説明をいただいた内容につきましては、我々としては理解が難しいと思っております。今回の中賃の公益の見解の中でも、3要素の総合勘案であるという中で、今年については生計費、物価上昇による賃金の目減りということを抑えてだと我々は受け止めていますけれども、今年については生計費に重点を置いて目安を決めてきたということでもあります。ですので、先ほど御説明のあったデフレ下の時については、ここのなかでいくと時間額の表示に一本化されて以降は、恐らく今と同じようなスタイルの議論かと思えますし、その前年の13年については金額の示し方が違いますので、ここは大きな違いがあるのではないかとまず思っています。

それ以降についても、3要素を勘案している中で、今年が生計費を重視ということでは、その年、その年、何を重視するのかということの中賃でも、またこの埼玉の審議会でも議論してきていると捉えておりますので、今お話をいただいたデフレ下のところとの考えが今の考えと合わないということでの31円という提示については、我々としては理解が難しいです。

土屋部会長 では、ほかの委員の皆さんから何かありましたら。どうぞ。

近藤委員 先ほど使用者側から示された生計費の反映についてですが、データ等が今手持ちにありませんので、はっきりとした具体的なことは言えませんが、実質賃金という見方をすると、ここ20年以上、下がり続けているという背景がある中で、デフレがこの間続いてきたからといって、我々の生活が楽になった実感があったかということ、そうではなか

ったと思っております。そういった中であれば、当然、最低賃金は上げていかないといけないという状況下にあったのではないかと、ちょっとその際の最低賃金の論議等も本来であれば確認してから発言すべきなんですが、今そう考えましたので、発言させていただきました。

土屋部会長 ほかの方からは何かありますでしょうか。どうぞ。

須藤オブザーバー 春先の春闘の交渉については皆さんは直接やられている部分があると思うんですけれども、当然、今年は、消費者物価を重点に議論されたと思います。つまり、それを中心に議論して、消費者物価指数の数字を見ても、12月、1月あたりが一番高いときなんですけれども、その一番高いときの議論を踏まえて交渉されて決定されたもの、それでそれは使用者側も入って、その分でしたらどうにか払えますということで落ち着いた数字ですので、重点を置いていないのではなくて、高い数字を踏まえて賃金交渉をさせていただいて、それでどうにかお互いにこの数字でということでは幾つかの数字が出たのが、今回賃金の中で各団体さんが出した数字の中に高い消費者物価も含まれたものが入っている。つまり、そこを使っていくのが一番全体のバランスが取れたものではないかと私は考えます。

これは事務局に確認なんですけれども、7月31日の資料No.5の「最低賃金に関する基礎調査結果」というのがあるんですけれども、これは6月でしたか、埼玉県内で調べていただいたんですが、このときに調べた事業所の賃上げ状況というのは確認されているでしょうか。もしされていれば、それは大きな、第4表のランク別に併せて埼玉県の賃上げ率という形で重要視できる資料になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

賃金室長 改定状況調査については、厚生労働本省で集計しておりまして、前回御説明したとおり、この統計自体がランク別の集計をするということをお前提としておりますので、埼玉県独自の数値は取っておりません。

須藤オブザーバー ぜひともこれは来年からは取っていただいて、それが埼玉県の中の3要素を総合的に反映している賃上げ率だということで、別にそれに決めるということはないんですけれども、大きな重要な指標の一つになると思いますので、ぜひともこの部分は今後、今年はないにしても、来年度は間違いなく取れるようお願いしたいと思います。

賃金室長 そこは、厚生労働本省に断りもなく我々のところで集計するわけにもいかないため、御要望については、今年も厚生労働本省のほうに話はしておりますが、引き続き、御要望があったことについては上げた

と思います。

須藤オブザーバー 中央は自分たち用の資料だけ作って、あとは地方で独自で考えてくださいとって都道府県別の数字がないというのは、理解できないですが。

賃金室長 例えば厚生労働本省に調査票を送る前に、手元に一時あるではないかということかと思いますが、統計法上の問題があり、集計するわけにはいかないというところは御理解いただきたいと思います。

土屋部会長 あれば、審議の際に重要な情報になると思いますが、なかなか難しいということですか。

須藤オブザーバー 目安の中でも、これは重要視すべきものだと、公益委員意見の中でも言われている数値ですので、都道府県の数字を見せない、教えないということは理解に苦しみます。

土屋部会長 そういう意見があったことについては、お伝えいただければと思います。

賃金室長 はい。

嶋田委員 今はもちろん賃金改定状況調査票については重要な資料であると思っております。賃金上昇率は産業計全体で A ランクは 2.3%、継続雇用の方々だけでは 2.4%であります。これは、先ほどお話がありましたとおり、既に物価の上昇率なども加味しながら、結果として一般社員、そしてパートさんなども含めた形での集計表であります。確かに埼玉県のものではないということがありますが、だからこそ、埼玉りそな財団の 3.1% というものを使わせていただいて、31 円ということ提示させていただいています。

結果として、賃金上昇率は、2.3%とか2.4%、このくらいのレベルなんだということはスタートとして頭の中に入れておかないといけないただろうとは実は思っています。その他の 3 要素についても、もちろん検討しながら話をしてしておりますが、物価について、さいたま市では直近で 3.8%、中央で使っている 10 月から 6 月の 4.3% というのが、毎年、前年同月比を使っているデータで、急に 10 月からのデータを使っているというのはどんなものかと個人的には疑問を感じております。これは少なくとも 1 年間の前年同期比で見えていく必要はあるのではないかと思います。いろいろな要素は当然ありますので、今申し上げたいのは、賃金改定状況調査表のデータが結果として、非正規、パート

の方も含めて、正社員のところの上げ方がしっかり反映されている数字なんだということは重く受け止めるべきと考えております。

以上です。

須藤オブザーバー 議論の中心が消費者物価ということで、それ自体は何ら否定するものでもなく、私はスーパーに行って実感していますので、別にそれを疑うわけでもなく、そのとおりだと思います。使用者側としては、従来、ここに来てちょっと下がっておりますけれども、企業物価指数が常に消費者物価指数を上回っておりますして、それをカバーする価格転嫁について大分、まだ半分ぐらいしか進んでいないということがありますので。転嫁できていないぶんを半分、企業で持ってしまっている。全国の調査もあります。先日、埼玉県の調査の集計をいただきましたが、資料を個別に見ながら、どのぐらい企業側が価格転嫁で企業物価指数が上がった分をカバーできて、従業員の皆さんに払う余地があるのかというのをちょっと分析していく必要があると思います。

柿沼委員

よろしいですか。須藤オブザーバーと嶋田委員がおっしゃったところに対してですが、まず、今年の春闘の賃上げには物価上昇が含まれているので、そこを見るのが妥当だということであります。確かに、全く含まれていないというものではありませんが、我々は春闘を進めるに当たってその方針の策定ということでは、前年のおおむね10月、11月頃にその方針を作成しています。特に今年物価上昇でいきますと、12月から1月にかけて非常に高くなっているということでは、連合の3.58%というところに正しくその物価が載っているかということには疑問符があると思っています。

加えて、春闘の交渉の中でいくと、必ずしも物価上昇だけが材料ではなくて、企業の中での生産性であったり、従業員のモチベーションであったり、これまでの事業に対する貢献なども加味されての賃上げということになりますので、その辺も考慮され、それぞれの企業の事情を考慮した引上げになっているということは理解しておいていただきたいと思っています。

それと、嶋田委員がおっしゃった、物価指数をどう見るかというところで、中央のほうで10月から6月と見ていただいたことに対しては、私は非常に妥当だと思っています。公益見解の中でもあるように、おおむね、埼玉は昨年10月1日に発効しましたが、全国的にも10月の中旬ぐらいまでには発効されています。それ以降、平均での物価が4%もしくは全国平均ですと4.3%ということでは、全国のこの最賃で働く労働者の賃金については4.3%目減りをしているというところであります。それだけ本来買えるものが買えなくなっていると生活が苦しくなるという状況でありますので、そこからの物価上昇分を加

味する、まさに公益の中で一定程度上回る必要性があるという考えについては、非常に妥当な考え方、セーフティネットの観点からも非常に重要な考え方であると思っています。私からは以上です。

近藤委員 私からも1点。先ほど賃上げ率3.1%というところに注目されたというお話がありましたが、こちらは賃上げ額だと8,122円でよろしいですか。

廣澤委員 はい。

近藤委員 8,122円を例えば160時間で割ると50円ということで、全平均で見ると、時給に換算すると50円上がっているということになるかと思えます。

要は、今我々が論議しているこの最低賃金というのは、一番低い人の賃金の上昇率を考える場だと思っております、全社員、要は給料を多くもらっている人も含めると、そこまで上げなくていいんじゃないかという考えはちょっとあまり労働者側からは言いにくいところでございますが、今、野菜が上がっている、卵が値上がっているというところで言うと、高給取りでも、そうではない方でも、基本的には生活に直接関わる額というのはほぼ同じような影響率があると仮定すると、時給とするとやはり50円上げないと物価上昇に対応できないという見方もできるのではないかと思います。そういった意味で、一番低い方の最低賃金の額をいかにどう上げていくかというときには、今まさにこの急激な物価上昇の率というものを、これはもう見ざるを得ないと考えているところでございます。

廣澤委員 同じデータを率で見ると、額で見るとということですね。

近藤委員 そうです。一番下だけの方を見るか、全社員の平均値を見て論議するかというところは大きく違うと思っています。

廣澤委員 一理あると思いつつも、これまでの流れを踏まえて、率でと、あえて申し上げたいと思います。

柿沼委員 すみません、もう1点、よろしいですか。

土屋部会長 どうぞ。

柿沼委員 先ほどありました消費者物価と企業物価、そして賃金との関係でいくと、確かに企業物価指数は、昨年もそうでしたし、消費者物価より

も高くなっております。まさにおっしゃっていただいたように、価格転嫁がなかなか進んでいない、本来の転嫁ができていないということだと我々も思っています。

だから、そういったところからも、埼玉県は価格転嫁に向けて産官学金労で取り組んでいるということでもありますけれども、そこで1点目は、企業物価が高い状況なので、そこがしっかりと転嫁できるまで賃金が上げられないということになると、その間労働者に負担をかけるという受け止めにもなります。ですので、引上げの必要性については理解していただいているというところでもありますけれども、先ほどありました物価の上昇によって賃金が目減りしている、そこをしっかりと、まずカバーする。それと一昨日我々として伝えたように、生活改善分というところ、先ほどのデフレ下の中でも、1円、2円もしくは数十円上がっているというところについては、まさにここは賃金、生活の改善につながっている引上げだとも言えますので、ぜひそういったところも踏まえて引上げ額を御検討いただければと思います。

廣澤委員

今、柿沼さんがおっしゃったこともそのとおりだと思いますが、多分今の理屈は、大企業では問題ないとしても、中小零細では、ない袖は振れないという状況が現実にはあります。先ほどのゼロゼロ融資のデータを見て、実際に起こっていることに目を向けていく必要があると考えます。

石井オブザーバー オブザーバーの立場ですけれども、意見を申し上げます。小規模事業者の抱えている問題にどう対応していくかというのは大きな問題だと思っております。

全国商工会連合会で今年6月に中小・小規模企業事業者を対象に調査した結果があります。全体的なものですが、賃上げを行った理由は、先ほど出ました従業員のモチベーション確保とか、人材の確保・定着のため、また従業員の生活を支えるためと、事業者側もそれなりのしっかりした考えを持っているのは事実でございます。消費者物価が上がっている中で、企業側も従業員の生活を支えるという意味は持っているのですが、企業活動の中においてなかなかできないところもあります。その理由が、端的に言えば、先ほど言ったように価格転嫁の問題であろうと思います。

価格転嫁については、原材料価格とかエネルギー、このところエネルギー価格は抑えられておりましたけれども、それについては価格転嫁は比較的しやすい。ただし、人件費の分については、相手側のいろいろな問題で、なかなか納得してもらえないという、大きな問題があります。その中において、埼玉県では全国に先駆けて価格転嫁円滑化に関する協定を結んで全国的に今展開しているということで、県

がリーダーシップを取ってやっていただいているところです。その実効が上がってくることを期待していますが、現状の中においては、価格転嫁は、企業経営の中において非常に厳しいというのが実態としてあります。

価格転嫁では、どうしても他社との競合の関係で自らでできないとか、需要の減少に逆につながるのではないかという危惧とか、また消費者にはどうしてもまだ低価格、節約志向があってなかなか上げられないという、業種によりますけれども、そういうものがあるということです。

そういう中において、何とか賃上げに結びつく方法はないかと思慮しているところです。体力がない小規模事業者がどうするかというときには、もう本当に思い切って価格転嫁をするかどうかの一つ。それと、人件費以外の他の経費をいかに節約してやっていくかということになるかと思えます。また、設備投資を控えるという回答もありますが、そうすると生産性を上げなくてはいけないけれども、それがなかなかできない状態になる。一方、いわゆる事業計画をしっかりと見直して、業務改善を行って、収益力の向上を図るということが求められているということがあります。

いろいろな施策の支援はありますが、実情として小規模事業者については、賃金引上げの必要性は分かるのだけれども、なかなかその支払う源泉となる体力が非常に厳しいというのも御理解いただき、議論を進めていただきたいと思います。以上です。

土屋部会長

では、一旦休憩としましょう。今の段階ですと、率でも金額でも隔たりがかなり大きいので、一旦休憩して、個別に公と労、公と使と協議をしたいと思えます。それでよろしいですか。

では、一旦休憩とします。

(休 会)

土屋部会長

審議を再開いたします。

休憩中に公益委員と労使双方と個別に協議をいたしました。その前の全体協議の場で労使双方からお聞きした意見と重なるところが多かったのですが、特に労働側の委員の方からは、最低賃金法に定められた考慮すべき3要素について、その時々重視すべき要素というのは変わってしかるべきだと、特に物価が大きく上昇しているこの時期の審議に当たっては生計費を重視することは当然のことではないかといったお話があったところです。

使用者側の委員の方々からは、中小企業における支払能力の困難さとか、また影響率が目安どおり引き上がった場合に20%を超えてかな

り高い割合になること、あと、これまで審議会として政府に対して中小企業に対する支援策を要望してきたところですが、その支援策の実態がどうなっているかということについて、その実態をきちんと見ていきたいというお話もありました。

こういったことで公労、公使と個別協議を休憩中に行いまして、ただ、金額については、特に歩み寄りというか、当初のままで、歩み寄りはまだ今の段階ではないという状況です。

補足というか、加えてこの場で労使双方それぞれから何かお話しただけのことがあればお話しただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、本日の審議についてはここまでとしまして、明日、明後日、さらに予備日も使って審議を行うことを、それぞれお話をしたところですが、週明けの7日も使って審議をしていくことになります。

明日以降も引き続き審議を行います。まだ隔たりが大分ありますので、我々公益委員としても知恵を絞っていきたいと思いますが、労使双方の委員の皆様もそれぞれ御努力、御協力をお願いできればと思います。

では、最後、議題の3その他ですが、まず委員の皆様方から何かありましたらお願いします。

では、事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございませぬ。

土屋部会長 では、次回の開催ですけれども、8月3日午前9時30分から開催される第4回埼玉地方最低賃金審議会の終了後、第3回の埼玉県最低賃金専門部会、この会議を開催いたします。

公労使三者で行う審議については、公開とします。今日と同じような形で進めることにいたします。

それでは、本日の部会は以上で閉会といたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

— 了 —